

募集要項等に関する質疑及び回答

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	様式4_共同企業体協定書	共同企業体の出資割合は審査及び、業務上の責任区分等に関わるでしょうか。	審査には関わらない。また業務上の責任区分については、共同企業体内で調整してください。
2	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 3. 選定について	選定委員会はどのような人員で構成されるのでしょうか。	設楽町副町長及び各課長、設楽町観光協会職員、設楽町公共施設管理協会職員
3	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 5. 参加資格	2)設計業務に係る要件、3)施工業務に係る要件において、②として求められる実績について、「類型十二業務施設」とありますが、「第十二号に該当する建築物」を示すか、あるいは「業務施設(戸建住宅を除く)である一〜十二の12項目」を示すでしょうか。また類似案件でも良いでしょうか。	ご質問の「類型十二業務施設」については、「告示(※1)における第十二号(集会所、公会堂等)に該当する建築物」を指します。具体的には、公民館、集会所、コミュニティセンター等が該当します。実績として認める「類似とする案件」については、施設の規模、機能等の観点から、本業務の対象施設と同等の特性を有すると認められるものであれば、実績として評価の対象とします。
4	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 2. 業務概要	近年の世界情勢の影響により建設費高騰が続いている上、現在の中東情勢に伴いエネルギー価格の高騰および物流の停滞により、資材価格の変動や入荷遅延が発生しています。今後の状況を見込む事が不可能な為、企画提案書提出時点の見積りをベースに工事請負契約直前に再見積りさせていただけると判断してよろしいでしょうか。	工事請負契約は令和9年度となるため企画提案書提出時から変更があると思われる。ただし、工事費上限額範囲内とする。
5	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 2. 業務概要	2)契約形態・事業スキームにおいて、確認申請業務は実施設計期間内と考える必要があるでしょうか(近年審査期間が長期化しているため、スケジュール的に厳しくなるのではないかと)	確認申請業務は、実施設計期間内の業務とする。
6	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 2. 業務概要	確認申請機関は民間の確認審査機関として良いでしょうか。(スケジュールに関わる)	建築確認申請の提出先として民間の「指定確認検査機関」を利用して問題ありません。
7	①令和8年度さららの森整備公募型プロポーザル実施要項 2. 業務概要	3)各種業務について、「原水の水質が判明していない」との記載があるが、いつ判明するでしょうか。	令和8年8月中には判明する予定。
8	②基本設計資料 M-000	井戸ポンプ設置の記載がありますが、井戸の調査及び掘削、ポンプ設置、濾過機の工事(通常井戸施工者さんに一貫してお願いするような業務)費用は今回の概算に含まなくてもよろしいでしょうか。	井戸の調査、掘削、ポンプ設置までは別工事で実施します。ろ過施設については、今回の設計及び工事に含まれます。
9	②基本設計資料 _表紙	図面リストにE-5,6,7として、照明器具に関する資料の記載がありますが、資料内に見当たらないため、ご提示願います。	提示します。
10	②基本設計資料	展示什器について、平面図や断面図に表れているものの詳細がないが、建築工事に含まれると考え詳細はこちらで提案すべきでしょうか。	提案をお願いします。
11	②基本設計資料 A-002	既設建築物の解体は対象外でよろしいでしょうか。	既存建築物の解体も工事費に含まれます。
12	②基本設計資料 M-001	合併浄化槽の仕様で放流ポンプ他と記載がありますが、M-005の排水図では自然放流と判断できますかでしょうか。	合併浄化槽の埋設高さにより放流ポンプが必要となります。ただし設計段階で協議、確定するものとします。
13	②基本設計資料 _設備基本概要	排水設備の項目に浄化槽の凍結深度以下に設けるとありますが、愛知県での規定は特に定められていないようです。通常設置としてよろしいでしょうか。	今回の施工場所は標高800mを超えるため60cm以上とする。ただし、設計段階で協議、確定するものとします。
14	②基本設計資料 A-005	外部仕上の衛立には間伐材利用と記載がありますが、デッキ材も同様でしょうか。	木材は基本的に設楽町産材を利用してください。
15	実施要項_P.3 各種業務について	「ろ過施設について、原水の水質が判明していないため、ろ過設備機器設計及び設置方法等は協議しながら実施することとする。」とありますが、工事費用はどのような条件で見積もればよろしいでしょうか。	原水を取得する井戸の位置については、別添資料のとおり提示します。なお、原水調査の結果判明は8月中を予定しています。 本プロポーザルにおける工事費の見積りにあたっては、「取得する原水が飲料用としては適さない」ことを前提とし、「水選法に基づく水質基準を満たし、飲料用としての利用基準相当」の処理能力を有する設備条件で算定してください。 受託候補者の選定後、原水調査の結果を開示します。その内容に基づき、VE(バリエーション・エンジニアリング)等による仕様調整を実施した上で、実施設計に反映させるものとします。
16	実施要項_P.9提出書類	参加意思表明時に提出する参加資格確認書【様式3-2】に記載した業務については、契約書の写し及び業務の内容を証する書類の写しは必要でしょうか。	契約書の写し及び業務の内容を証する書類の写しが必要です。
17	実施要項_P.12審査の評価基準	設計提案の評価基準の中に「コスト削減」があります。一方でP.3のVE提案には「予算上限額の範囲内で、最大限の付加価値を創出する提案を期待する。」とあります。コストの削減か、予算内での最大限の付加価値創出かどちらを優先すべきでしょうか。	コスト削減をしながら最大限の付加価値を創出してください。
18	実施要項_P.6配布資料	基本設計図のCADデータを提供いただけないでしょうか。	基本設計図(配置、現況図、平面・立面・断面)など一部のCADデータを提供します。
19	実施要項_P.2業務概要について	現況図の既設建築物の解体工事は当該工事範囲内でしょうか。	当該工事に含まれます。
20	基本設計図M-005について	井戸ポンプは内容未定とありますが工事費用はどのような条件で見積すれば宜しいでしょうか。	井戸の調査、掘削、ポンプ設置までは別工事で実施します。ろ過施設については、今回の設計及び工事に含み見積りしてください。
21	地盤調査報告書	地盤改良杭工事などのご指示はいただけるのでしょうか。	地盤改良や杭工事等の基礎工法について、町からの個別具体的な指定は行いません。 提示する地盤調査結果および配置計画に基づき、建築物の構造や荷重条件に応じた最適な基礎工法を検討・決定してください。 設計にあたっては、不同沈下防止や安息角の確保等、周辺地盤への影響に十分配慮し、安全性を担保した上で、経済性に優れた(コスト削減に寄与する)提案を求めます。